

原子力防災会議令案要綱

第一 議長（第一条関係）

議長は、会務を総理すること。

第二 副議長（第二条関係）

副議長は、議長を助けること。

第三 事務局次長（第三条関係）

原子力防災会議（以下「会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、事務局次長二人以内を置くこと。

第四 審議官（第四条関係）

事務局に、審議官二人以内を置くこと。

第五 参事官（第五条関係）

事務局に、参事官八人以内を置くこと。

第六 会議の組織の細目（第六条関係）

この政令に定めるもののほか、会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めること。

第七 会議の運営（第七条関係）

この政令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定めること。

第八 施行期日（附則関係）

この政令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行すること。